

ID: 337

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	権利の譲渡、承継等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市道路占用規則 第14条		
例 規 番 号	昭和42年規則第33号		
【根拠条文】 (権利の譲渡、承継及び制限) 第14条 占用者は、その権利を他人に譲渡することはできない。ただし、譲受人との連署の上市長に申請して許可を受けた場合は、この限りでない。 2 占用者について、相続又は合併若しくは分割(当該占用を承継させるものに限る。)があつたときは、その占用者の権利を承継しようとする者は、遅滞なくその旨を市長に申請して許可を受けなければならない。 3 前2項の規定により新たに占用者となつた者は、従前の占用者の占用許可に基づく一切の権利義務を承継したものとみなす。 4 占用者は、その占用区域又は占用物件を他人に使用させようとするときは、市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日